

ま え が き

工業統計調査（経済産業省所管）は、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得る目的で、統計法に基づく指定統計第10号として毎年12月31日現在で実施しています。

平成15年工業統計調査は、平成12年調査以来3年ぶりに全事業所を対象に実施しました。

この報告書は、平成15年工業統計調査の東京都分について、独自に集計し、編集したものです。

今回は、特集として事業所の開業・廃業等の状況及び継続事業所の製造品出荷額等の動向を掲載するとともに、従来からの全事業所の状況に加えて、新たに従業者4人以上の事業所についても集計し、その状況を記述するなどの工夫をいたしました。

今後とも、この報告書を御活用いただきますとともに、皆様の御意見、御要望をお寄せいただければ幸いです。

最後に、この調査の実施に当たり、多大な御協力をいただきました事業所の方々をはじめ、調査に直接携わられた調査員、指導員及び区市町村職員の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

平成17年3月

東京都総務局統計部長

須々木 亘平

目 次

利用上の注意	1
--------------	---

結果の概説

I 全事業所の状況

1 概 要	12
(1) 概 況	
(2) 産業別状況	
(3) 従業者規模別状況	
(4) 区市町村別状況	
(5) 全国と東京都の比較	
2 事業所数	19
(1) 産業別状況	
(2) 従業者規模別状況	
(3) 区市町村別状況	
3 従業者数	20
(1) 産業別状況	
(2) 従業者規模別状況	
(3) 区市町村別状況	
(4) 従業者の構成	
4 製造品出荷額等	22
(1) 産業別状況	
(2) 従業者規模別状況	
(3) 区市町村別状況	
(4) 区部・市部の産業中分類別特化係数	
5 付加価値額	24
(1) 産業別状況	
(2) 従業者規模別状況	
(3) 区市町村別状況	
(4) 付加価値率（従業者30人以上）	
6 現金給与総額	26
(1) 産業別状況	
(2) 従業者規模別状況	

7	原材料使用額等	28
	(1) 産業別状況	
	(2) 従業者規模別状況	
	(3) 原材料率（従業者30人以上）	
8	生産額（従業者30人以上）	29
	(1) 生産額の推移	
	(2) 産業別状況	
9	在庫額（従業者30人以上）	31
	(1) 在庫額の推移	
	(2) 産業別状況	
	(3) 在庫率	
10	有形固定資産投資総額（従業者30人以上）	32
	(1) 投資額の推移	
	(2) 産業別状況	
11	リース契約額及び支払額（従業者30人以上）	33
12	工業用地及び工業用水（従業者30人以上）	33
	(1) 工業用地	
	(2) 工業用水	
II	従業者4人以上の事業所の状況	36
	(1) 主要項目の状況	
	(2) 産業別状況	
	(3) 従業者規模別状況	
	(4) 区市町村別状況	
特 集		
I	事業所の開業・廃業等の状況	42
II	継続事業所の状況（従業者4人以上）	50
付 表		
1	都道府県別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	62
2	産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	64
3	従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	64
4	区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	66
5	産業中分類別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり 製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額(全数)	68

6	従業者規模別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額（全数）	68
7	区市町村別1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額、1従業者当たり製造品出荷額等・付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額（全数）	70
8	産業中分類別現金給与総額及び原材料使用額等（全数）	72
9	従業者規模別現金給与総額及び原材料使用額等（全数）	72
10	産業中分類別在庫額（従業者30人以上）	73
11	産業中分類別付加価値率、原材料率及び在庫率（従業者30人以上）	73
12	産業中分類別生産額、有形固定資産投資総額、リース契約額及びリース支払額 （従業者30人以上）	74
13	産業中分類別工業用地及び工業用水（従業者30人以上）	74
14	産業中分類別1事業所当たり敷地面積・総用水量（従業者30人以上）	75
15	産業中分類別従業者区分別従業者数（全数）	76
16	年次、産業中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	76
17	年次、従業者規模別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	78
18	年次、区市町村別事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額（全数）	79
19	区市町村、産業中分類別事業所数（全数）	84
20	区市町村、産業中分類別製造品出荷額等（全数）	86
21	産業中分類別集計表（従業者4人以上）	88
22	従業者規模別集計表（従業者4人以上）	90
23	区市町村別集計表（従業者4人以上）	92

参 考 表

1-1	「新聞業」「出版業」を含んだ平成12年数値（産業中分類別）（全数）	96
1-2	「新聞業」「出版業」を含んだ平成12年数値（産業中分類別）（従業者30人以上）	98
2	「新聞業」「出版業」を含んだ平成12年数値（従業者規模別）（全数）	100
3	「新聞業」「出版業」を含んだ平成12年数値（区市町村別）（全数）	102

統 計 表

第 1 表	産業細分類別統計表（全数）	2
第 2-1-a 表	産業小分類別統計表（従業者30人以上の事業所）	30
第 2-1-b 表	産業小分類別統計表（従業者30人以上の事業所）	38
第 2-2 表	産業小分類別統計表（従業者4～29人の事業所）	46
第 2-3 表	産業小分類別統計表（従業者1～3人の事業所）	54
第 3-1 表	産業中分類、従業者規模別統計表（全数）	62
第 3-2 表	産業中分類、従業者規模別統計表（従業者30人以上の事業所）	70
第 4 表	区市町村、産業小分類別統計表（全数）	76
第 5-1-a 表	区市町村、産業中分類別統計表（従業者30人以上の事業所）	324
第 5-1-b 表	区市町村、産業中分類別統計表（従業者30人以上の事業所）	352

第5-2表	区市町村,産業中分類別統計表(従業者4~29人の事業所)	380
第5-3表	区市町村,産業中分類別統計表(従業者1~3人の事業所)	428
第6-1表	区市町村,従業者規模別統計表(全数)	474
第6-2表	区市町村,従業者規模別統計表(従業者30人以上の事業所)	494
第7表	品目別統計表(全数)	508
第8-1表	産業中分類,従業者規模別工業用地及び工業用水統計表 (従業者30人以上の事業所)	528
第8-2表	区市町村別工業用地及び工業用水統計表(従業者30人以上の事業所)	534
第9表	産業中分類,経営組織及び資本金階層別統計表(全数)	536

付 録

工業統計調査規則	付—1
工業調査票甲	付—4
工業調査票乙	付—6

統計表の表章項目早見表

表番号	集計対象 規模区分	区分	事業 所数	従業 者数	現金 給与 総額	原材 料使 用額 等	製 造 品 出 荷 額 等	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額	有 形 固 定 資 産 額	生 産 額	在 庫 額	リ ー ス 額	工 業 用 地	工 業 用 水	(掲 載 頁)
第 1 表	全 数	産業細分類	○	○	○	○	○	○	○	○						2
第 2-1-a 表	30人以上	産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							30
第 2-1-b 表			○							○	○	○	○			38
第 2-2 表	4～29人		○	○	○	○	○	○	○							46
第 2-3 表	1～3人		○	○	○	○	○		○							54
第 3-1 表	全 数	産業中分類 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○	○						62
第 3-2 表	30人以上		○							○	○	○	○			70
第 4 表	全 数	区市町村 産業小分類	○	○	○	○	○	○	○							76
第 5-1-a 表	30人以上	区市町村 産業中分類	○	○	○	○	○	○	○							324
第 5-1-b 表			○							○	○	○	○			352
第 5-2 表	4～29人		○	○	○	○	○	○	○							380
第 5-3 表	1～3人		○	○	○	○	○		○							428
第 6-1 表	全 数	区市町村 従業者規模	○	○	○	○	○	○	○	○						474
第 6-2 表	30人以上		○							○	○	○	○			494
第 7 表	全 数	品 目	○				○									508
第 8-1 表	30人以上	産業中分類 従業者規模	○											○	○	528
第 8-2 表		区市町村	○											○	○	534
第 9 表	全 数	産業中分類 経営組織 資本金階層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				536

利 用 上 の 注 意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（昭和22年3月26日法律第18号）に基づく指定統計第10号であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される調査である。

(3) 調査の期日

平成15年工業統計調査は、平成15年12月31日現在で実施した。

(4) 調査の対象

日本標準産業分類（平成14年総務庁告示第139号）による「大分類F－製造業に属する事業所」を対象とする。ただし、国の事業に属する郵政、国有林野、印刷、造幣の事業所を除く。

西暦末尾0、3、5、8年については全事業所を対象とした全数調査を実施し、それ以外の年には、従業者4人以上の事業所を対象として調査を実施している。

平成15年（2003年）は、全事業所を対象に実施した。

(5) 調査の種類及び方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

(6) 調査事項

調査事項は、巻末（付録）の工業調査票甲及び乙のとおりである。

2 統計表の項目の説明

(1) 事業所数

平成15年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成15年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。

① 常用労働者とは、次のいずれかのものをいう。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、雇用期間がア、イに準じる者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない個人事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

(3) 現金給与総額

平成15年1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額との合計である。

その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成15年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

④ 原材料率

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額－内国消費税額等}} \times 100$$

(5) 製造品出荷額等

平成15年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成15年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品の出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成15年中に返品されたものを除く）
- ② 製造品出荷額は、工場出荷額によっている。ただし、次のものは、それぞれ下記の価格による。
 - ア 消費税及び内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付額又は納付すべき税の合計）を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額
 - イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷価額
- ③ 加工賃収入額とは、平成15年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ④ その他の収入額とは、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

- ① 事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

② 在庫率

$$\text{在庫率} = \frac{\text{年末在庫額}}{\text{生産額－内国消費税額等}} \times 100$$

(7) 有形固定資産の額

平成15年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から

他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産の投資総額

算式：投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）

(8) リース契約による契約額及び支払額

① リースとは賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成15年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

③ リース支払額とは、平成15年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。

(9) 付加価値額(粗付加価値額)

以下の算式により算出し、表章している。

① 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \text{生産額}(*1) - (\text{消費税を除く内国消費税額}(*2) + \text{推計消費税額}(*3)) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

② 従業者29人以下

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

③ 付加価値率

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額等}} \times 100$$

*1 生産額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

*2 消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*3 推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分を除いている。

(10) 工業用地

敷地面積は、平成15年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、へい、さくなどにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いている。

また、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含めている。

(11) 工業用水

① 淡水

ア 水源別用水量

(ア) 公共水道 都又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・工業用水道 飲用に適しない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。

- ・上水道 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。
- (イ) 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。
- (ウ) その他の淡水 (ア)、(イ) 以外の淡水であって、(エ)の回収水にも属さないものをいう。例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などをいう。
- (エ) 回収水 事業所内で一度使用した水を、循環して使用する水をいう。回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかの有無は問わない。

イ 用途別用水量

- (ア) ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。
- (イ) 原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。
- (ウ) 製品処理用水・洗じょう用水 原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料、製品などの洗じょう用に使用した水をいう。
- (エ) 冷却用水・温調用水 冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水をいう。
温調用水は工場内の温度又は湿度の調整のために使用した水をいう。
- (オ) その他の用途に使われた水 (ア)～(エ) 以外の水で、従業員の飲料水、雑用水などをいう。

② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した塩素イオン濃度200PPM以上の水をいう。

(12) 経営組織

「会社」、「組合・その他の法人」及び「個人」に区分される。

- ① 会社とは、法律の規定によって法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社をいう。
- ② 組合、その他の法人（以下、「組合・その他」という）とは、法律の規定によって法人格を認められた事業を営む組合、上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。
- ③ 個人とは、個人で事業を営んでいるものをいう。

なお、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていない場合は、個人に含まれる。

(13) 資本金又は出資金

平成15年12月31日現在で払い込み済みの資本金の額又は出資金の額である。

(14) 単位当たりの算式

- ① 1事業所当たり従業員数、製造品出荷額等及び付加価値額
 - 1事業所当たり従業員数＝従業員数（臨時雇用者を除く。以下同様）÷事業所数
 - 1事業所当たり製造品出荷額等＝（製造品出荷額等－内国消費税額等）÷事業所数
 - 1事業所当たり付加価値額＝付加価値額÷事業所数
- ② 1従業員当たり製造品出荷額等及び付加価値額
 - 1従業員当たり製造品出荷額等＝（製造品出荷額等－内国消費税額等）÷従業員数
 - 1従業員当たり付加価値額＝付加価値額÷従業員数
- ③ 常用労働者1人当たり現金給与総額
 - 常用労働者1人当たり現金給与総額＝現金給与総額÷常用労働者数

3 産業分類等

- (1) 工業統計調査用産業分類は、日本標準産業分類に準拠（一部統合し使用しているものもある。）している。
- 大分類F－製造業に属する事業所を、中分類（2桁）、小分類（3桁）、細分類（4桁）の3段階に分類している。各事業所が産出する製造品及び賃加工品については、日本標準商品分類を参考に工業統計調査の格付けを行うために設定した製造品分類（6桁）で分類している。
- (2) 産業別に集計するための産業格付けの方法は、次のとおりである。
- ア 製造品及び賃加工品が単品の事業所については、品目番号（6桁）の上4桁で産業細分類を決定する。品目が複数の場合は、品目番号の上2桁（中分類）が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も大きいものに決定し、その2桁（中分類）の中で、上記と同様の方法で3桁（小分類）、4桁（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。
- イ 「中分類23－鉄鋼業」等については、作業工程、機械設備等により産業を決定するものがある。
- (3) 統計表「第7表 品目別統計表」の産出事業所数は、産業格付とは無関係に、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。
- (4) 統計表中、「中分類19－プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲は、＜別表1＞のとおり分類される。
- (5) 結果の概説及び付表における産業名の略称については、＜別表2＞のとおりである。
- (6) 日本標準産業分類の第11回改訂（平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用）が＜別表3＞のとおり実施された。この改訂に係る前回比較方法等については以下のとおりである。
- ア この改訂により、旧小分類「新聞業」「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、前回比については平成12年の実数から「新聞業」「出版業」に格付けされた事業所を除いて比較している。
- イ この改訂により、旧中分類「電気機械器具製造業」が、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」に分割されたため、平成12年の実数を新分類に置き換えて比較している。
- ウ 旧分類による平成12年実数は、参考表として掲載した。

4 符号等

- (1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「0」「0.0」……表章単位未満(0.5又は0.05未満)
- 「－」……皆無又は該当数値なし
- 「…」……不詳（未調査のため数値が得られないもの）
- 「△」……マイナスの数値
- 「x」……秘匿数値
- 注： 該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。
- (2) 表示されている単位未満は、四捨五入している。そのため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

5 その他

- (1) この報告書の数値は、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。
- (2) 田無市と保谷市は平成13年1月21日に合併し西東京市となったため、この報告書における12年の数値は、旧田無市と旧保谷市の数値を合算したものである。
なお、参考表には旧田無市と旧保谷市の数値を掲載した。
- (3) 三宅村は、平成12年8月の火山災害により、調査対象が存在しない。

(問い合わせ先)

東京都総務局統計部商工統計課工業統計係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話 03(5321)1111(代) 内線25-581～587

ダイヤル 03(5388)2544

〈別表1〉 プラスチック製品製造業に分類されない製造品

製造品名	細分類
合成皮革製衣服	1259 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
家具・装備品	1499 他に分類されない家具・装備品製造業
プラスチック版	1621 製版業
写真フィルム(乾板を含む)	1795 写真感光材料製造業
履物、同附属品	2022 プラスチック製履物・同附属品製造業
手袋	2151 皮製手袋(合成皮革製を含む)
かばん	2161 かばん製版業
袋物	2171 袋物製版業(ハンドバッグを除く)
ハンドバッグ	2172 ハンドバッグ製造業
耐火物	2252 その他の耐火物製造業
と石	2279 その他の研磨材、同製品製造業
模造真珠	2293 人造宝石製造業
歯車(時計用、がん具用を除く)	2675 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)
軸受(時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く)	
軸受(玉軸受、ころ軸受)	2694 玉軸受・ころ軸受製造業
抵抗器(配電制御用)	2713 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業
配線器具	2714 配線器具・配電盤・配線附属品製造業
コンデンサ(通信機用を除く)	2719 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)
通信機用抵抗器、コンデンサ	2914 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
配電ずみプリント配線板	2918 プリント回路製造業
強化プラスチック製自動車車体	3012 自動車車体・付随車製造業
強化プラスチック製舟艇	3033 舟艇製造・修理製造業(改造、修理を含む)
目盛りのついた三角定規	3111 一般長さ計製造業
注射筒	3131 医療用機械器具製造業
義歯	3135 歯科材料製造業
眼鏡	3161 眼鏡製造業(枠を含む)
歯車(時計用)、軸受(時計用)	3171 時計・同部分品製造業(時計側を除く)
時計側	3172 時計側製造業
楽器	3221 ピアノ製造業
	3222 ギター製造業
	3229 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
がん具、歯車(がん具用)、軸受(がん具用)	3231 娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)
運動用具	3234 運動用具製造業
事務用品	3241 万年筆、シャープペンシル、ペン先製造業
	3242 ボールペン・マーキングペン製造業
	3243 鉛筆製造業
	3244 毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)
	3249 他に分類されない事務用品製造業
装身具、装飾品	3251 装身具・装飾具・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)
ボタン、同関連品	3253 ボタン製造業
かつら	3255 かつら製造業
漆器	3261 漆器製造業
畳	3272 畳製造業
うちわ、扇子	3273 うちわ・扇子・ちょうちん製造業
ほうき、ブラシ	3274 ほうき・ブラシ製造業
洋傘、和傘、同部分品	3275 傘・同部分品製造業
喫煙用具	3277 喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)
魔法瓶	3278 魔法瓶製造業
看板、標識機	3292 看板・標識機製造業
パレット	3293 パレット製造業
モデル、模型	3294 モデル・模型製造業(紙製を除く)
工業用模型	3295 工業用模型製造業
レコード	3296 情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)

〈別表2〉

産業分類略称一覧

産業中分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等
11	繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く)	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	衣服・その他
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
14	家具・装備品製造業	家具・装備品
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品
16	印刷・同関連業	印刷・同関連業
17	化学工業	化学工業
18	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック
20	ゴム製品製造業	ゴム製品
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品
22	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
23	鉄鋼業	鉄鋼業
24	非鉄金属製造業	非鉄金属
25	金属製品製造業	金属製品
26	一般機械器具製造業	一般機械
27	電気機械器具製造業	電気機械
28	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
29	電子部品・デバイス製造業	電子・デバイス
30	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
31	精密機械器具製造業	精密機械
32	その他の製造業	その他

〈別表3〉 日本標準産業分類第11回改訂大・中分類項目新旧対照表

第10回改訂

第11回改訂

A 農業		A 農業
01 農業		01 農業
B 林業		B 林業
C 漁業		C 漁業
D 鉱業		D 鉱業
E 建設業		E 建設業
F 製造業		F 製造業
12 食料品製造業	→	09 食料品製造業
13 飲料・たばこ・飼料製造業		10 飲料・たばこ・飼料製造業
14 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）		11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）
15 衣服・その他の繊維製品製造業		12 衣服・その他の繊維製品製造業
16 木材・木製品製造業（家具を除く）		13 木材・木製品製造業（家具を除く）
17 家具・装備品製造業		14 家具・装備品製造業
18 パルプ・紙・紙加工品製造業		15 パルプ・紙・紙加工品製造業
19 出版・印刷・同関連産業	→	16 印刷・同関連業
20 化学工業		17 化学工業
21 石油製品・石炭製品製造業		18 石油製品・石炭製品製造業
22 プラスチック製品製造業（別掲を除く）		19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
23 ゴム製品製造業		20 ゴム製品製造業
24 なめし革・同製品・毛皮製造業		21 なめし革・同製品・毛皮製造業
25 窯業・土石製品製造業		22 窯業・土石製品製造業
26 鉄鋼業		23 鉄鋼業
27 非鉄金属製造業		24 非鉄金属製造業
28 金属製品製造業		25 金属製品製造業
29 一般機械器具製造業		26 一般機械器具製造業
30 電気機械器具製造業	→	27 電気機械器具製造業
		28 情報通信機械器具製造業
		29 電子部品・デバイス製造業
31 輸送用機械器具製造業		30 輸送用機械器具製造業
32 精密機械器具製造業		31 精密機械器具製造業
33 武器製造業		
34 その他の製造業	→	32 その他の製造業
G 電気・ガス・熱供給・水道業		G 電気・ガス・熱供給・水道業
		H 情報通信業
		37 通信業
		38 放送業
		39 情報サービス業
		40 インターネット附随サービス業
		41 映像・音声・文字情報制作業

もやし製造業 → 01 農業

新聞業・出版業 → 39 情報サービス業